

特定最低賃金の必要性にかかる労働者側主張

令和 8 年 9 月 18 日
労働者委員 中澤 健太

1. 繊維産業

- ・産元商社が分業を統括し、産地全体を機能させている。
- ・小ロット・短納期・高機能素材が得意。
- ・高密度・化合繊の世界トップ級素材。
- ・特殊設備（染色整理・高密度加工）が集中。
- ・技能者の質が高い。
- ・非衣料（医療・宇宙・自動車）への展開力。
- ・産元商社による工程統括。
- ・合繊長繊維織物の生産高が全国の約 50%
- ・細幅織物・染色加工などでも全国トップ数
- ・「令和 6 年 経済構造実態調査（製造業事業所調査）」における繊維工業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等・付加価値の構成比は全国 1 位であることから、繊維工業は福井の基幹産業である。
- ・令和 4 年 6 月から令和 8 年 6 月にかけて労働者は減少傾向にある。

2. 繊維機械、金属加工機械製造業

- ・令和 6 年度の労働分配率は 51.8%と令和 4 年より減少傾向。
- ・令和 8 年 6 月の生産用機械工業の県の鉱工業指数は 165.9 と対前年比+60.0%
- ・新規求人数及び充足数で鑑みると、令和 8 年 6 月で求人 72 人に対して充足 19 人。
- ・福井県以上または同等の引上げ額となっている県でも特定最賃が改定されている。
- ・第 1, 10 分位数でも 110.0 と一定の優位性があり、地域別最低賃金改定後の影響率も 5.2%程度となっている。

3. 電気機械器具製造業(略称)

- ・労働協約締結率 74.8% (=7,198 名/9,613 名)
- ・県内の電機連合に加盟する労働契約締結 7 社の初任給についても
6 社が月 213,000~221,300 円（時間額 1,274 円~1,410 円）、1 社が 203,000 円（時間額 1,253 円）
- ・製造業に占める電機産業の割合は以下のとおりで、3 項目において優位性がある。
従業員数：全国で上位 8 番目。
生産額・付加価値額：全国の上位 5~6 番目。

4. 結論

- ・ 特定最低賃金は、企業が価格競争を行う際に労働者の賃金を過度に引き下げることによって安売り競争をすることを防ぐ役割を持つ。安売り競争により賃金水準が低く抑えられることで産業の魅力低下も危惧される。
- ・ 使用者側より「賃金を上げたくても上げられない企業が影響率に反映されているのでは」という使用者側の意見もあったが、「労務費の適切な価格転嫁のための価格交渉に関する指針」にもあるように、特定最低賃金は価格転嫁の合理的な根拠として列記されている。特定最低賃金を活用しながら「上げられる環境づくり」が必要だと考える。
- ・ 3業種については、上記の特定最低賃金の性格、事業所規模や製造業に占める割合、鉱工業指数や人手不足の状況、労働協約締結率から見ても改定の必要性があると考え